

V-1 景観形成基準 (景観法第8条第2項2号及び同条同項4号イ)

中標津町の景観特性を、自然環境、農村環境、暮らし・交流拠点という3つの空間特性と、協働の景観まちづくり特性に大別しました。これらの特性は程度の差こそあれ、すべての地域に関わります。そのことを踏まえ、以下のように8つの景観形成区域を設けました。

なお、中標津町の良好な景観形成のために必要な基準（景観形成基準）として、景観計画区域（町内全域）における全区域共通の景観形成基準（色彩基準含む）と、それぞれの特徴を持つ8つの景観形成区域に応じた景観形成基準を定めます。

景観計画区域のうち、景観形成において特に重要な区域を「**景観形成重点区域**」に、また、今後重点区域への指定について検討が必要な区域を「**景観形成候補区域**」に位置づけます。

景観特性

自然環境特性

農村環境特性

暮らし・交流拠点特性

協働の景観まちづくり特性

- (1) 全区域共通の景観形成基準
中標津町の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成
- (2) 全区域共通の色彩基準
- (3) 8つの景観形成区域に応じた景観形成基準
 - 1) 「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成
→開陽台周辺区域 ※景観形成重点区域
 - 2) 「道東地域の空の玄関口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成
→空港周辺区域(空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内)
 - 3) 「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成
→国道272号バイパス沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)
 - 4) まちの拠点として、「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成
→中標津市街地中心区域(都市計画用途地域における商業地域の区域)
 - 5) まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成
→中央通(道道13号・774号)・大通(道道69号)沿いの区域
(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域※4)の区域を除く)
 - 6) 自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成
→中標津市街地区域(都市計画用途地域における商業地域を除く区域 ※3) 4) 5)の区域を除く)
 - 7) 各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成
→計根別市街地及びその他集落区域
(計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等)
 - 8) まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成
→自然・農村景観区域
(1)~7)以外の全域※都市計画区域白地地域を含む)

景観形成区域の分類



各景観形成区域の位置 (中標津市街地)



各景観形成区域の位置 (中標津町全体)

(1) 全区域共通の景観形成基準

中標津町の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成

中標津町の景観は町民共有の貴重な財産です。「自然環境特性」「農村環境特性」「暮らし・交流拠点特性」といった景観特性が織り成し、密接に関係しながら形成されています。こうした景観を構成する要素間の調和や関係性に配慮して「全区域共通」に中標津町の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 周囲の環境との調和を図ります
- 先人が育んだ景観の成り立ちを尊重します
- 良好な眺望に配慮します

上記の点を踏まえた「全区域共通」の景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物及び工作物(以下建築物等)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ①建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 ②展望地からの地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。 ③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。 ④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000㎡以上のものを建設するときは町と事前協議を行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ①周辺景観との調和や眺望に配慮した位置・配置とすること。 ②道路の沿道に直接面して建設せず、駐車スペースや植栽等を含む緩衝帯によって一定の後退距離(セットバック)を確保し、圧迫感の低減に努めること。 ③武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した位置・配置とすること。 ④駐車場、物置、車庫等の付帯施設は、敷地内の建築物や施設等との調和を図り、道路やその他公共空間から容易に望見できないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。 ⑤電波塔及び携帯電話基地局設置の設置基準は別に定める。 	

(続き) 建築物及び工作物の建設等	形態・意匠	<p>①形態・意匠は周辺景観と調和したものとすること。</p> <p>②比較的規模の大きい建築物等の壁面は、長大で単調なものとならないよう工夫し、周辺への圧迫感の低減に配慮すること。</p> <p>③オイルタンクや室外機等の建築物に付属する設備や、太陽電池発電設備に付属する変圧器等は、道路やその他公共空間から極力目立たない位置とし、または目隠しをする等配慮すること。</p> <p>④太陽電池発電設備を建築物等に設置する場合は、周辺景観との調和に努めること。</p> <p>⑤野立て設置の場合は、架台を道路やその他公共空間から容易に望見できないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。</p> <p>⑥アンテナ類は共同化、集約化させるよう配慮すること。</p> <p>⑦周辺景観に違和感を与える原色の使用は極力避けること。アクセント色等で使用する場合は、数や使用面積、色彩相互の調和に配慮すること。</p> <p>⑧敷地内の施設等の統一感に配慮し、近隣の建築物等や周辺環境にも調和した色彩に配慮すること。</p> <p>⑨武佐岳と周囲の山並み、標津川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対して阻害しない色彩とすること。</p>	<p>①建築物等の形態・意匠が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>②展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る形態・意匠で建築物等を建設するとき。</p> <p>③地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。</p> <p>④建築物等の外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
	敷地外構・ 緑化修景	<p>①敷地内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、または移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、緑化に努めること。</p> <p>②敷地内は芝生、植栽、花壇等で緑化するように配慮すること。</p> <p>③敷地内の資材置き場、付帯施設等は周辺景観に配慮し、敷地外周部などに常緑樹等で緑化修景を図り、周辺との調和に努めること。</p> <p>④太陽電池発電設備の設置で水平投影面積が2,000㎡以上のものを建設するときは常緑樹による緑化、修景を行い、道路やその他公共空間から容易に望見できないように配慮すること。</p> <p>⑤国道・道道をはじめとした景観形成上重要な道路に面して太陽電池発電設備を設置する場合は、水平投影面積に関わらず植樹などで修景すること。また、同設備は、設置方位を考慮しつつ植樹箇所から十分な後退距離を設けた地点に設置すること。</p>	<p>①建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>②良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
屋外広告物の表示、掲出	位置・配置、形態・意匠	①1つの敷地に多数の広告物を設置せず、極力分かりやすい集合型のものとする。②案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと（イベント時等の一時的なものを除く）。	①1つ敷地に多数の広告物を設置することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。②多数の案内広告物やのぼり旗を設置することにより周辺景観を著しく阻害するとき。
	色彩・素材	①原色の使用を避け、周辺景観となじむ色彩に配慮すること。また、多色や極端に華美な色彩の使用も避けること。②色彩はカラーバリエーション（配色による見えにくさを避ける工夫）に配慮すること。	①外観に原色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。②地域の良い景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

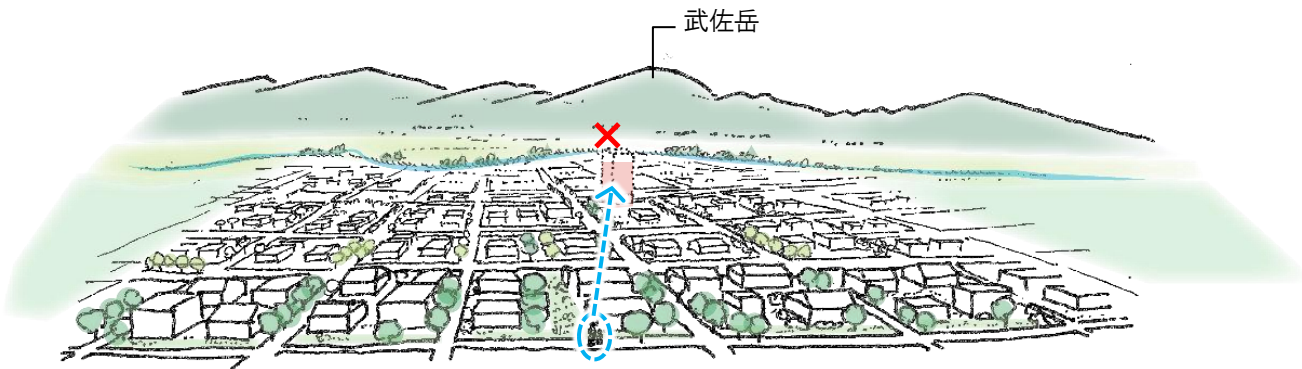
種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更		①現況の地形は可能な限り活かし、地形や土地の改変は必要最低限にとどめ、周辺景観と調和のとれたものとする。※特に行為を行う計画地周辺と地形の連続性に配慮すること。②開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存、または移植に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、区域内の緑化に努めること。③法面は可能な限り緩勾配となるよう工夫し、芝、低木等の植栽により緑化に努めること。擁壁になる場合は、植栽により緑化すること。	①土地の改変等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または周辺景観を著しく阻害するとき。②開発行為等で都市計画区域内3,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上の土地の利用を行う場合には町と事前協議を行うこと。
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積		①道路やその他公共空間から容易に見える場所での堆積は避けること、または植栽等により修景を行うなどの工夫をすること。②堆積する際は、高さを可能な限り抑えて、整然とした集積・貯蔵となるよう配慮すること。③武佐岳、標津川、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に近接する場合は、周辺から当該資源に対する眺望に配慮した規模・高さとする。	①土石の堆積等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または周辺景観を著しく阻害するとき。②地域の良い景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。③土石等の堆積で10,000㎡以上の土地の利用を行う場合は町と事前協議を行うこと。（工事中現場資材等の一時的なものを除く）④敷地内の資材置き場、付帯施設等が、周辺景観との調和を欠くことにより、地域の良い景観資源に対する眺望や景観を著しく阻害するとき。（工事中現場資材等の一時的なものを除く）

※「景観形成基準」検討にあたって参考とした、既存の景観形成基準等

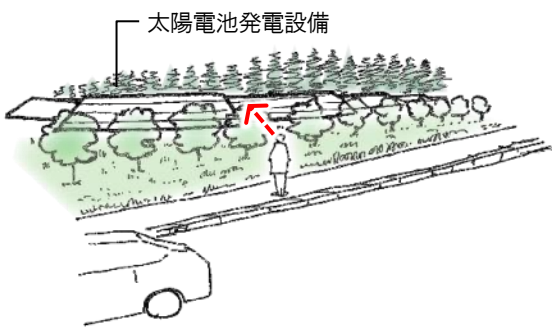
- ・建築基準法における絶対高さ制限
- ・北海道景観計画 景観形成の基準（一般区域）
- ・北海道屋外広告物条例（禁止地域：第二種禁止地域（中標津空港、開陽台）、許可地域：第6種許可地域（国道・道道・鉄道から100m以内の展望地域等））
- ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン 届出対象行為、景観形成の基準（一般区域）
- ・航空法における中標津空港制限表面
- ・森林法における林地開発許可制度
- ・中標津都市計画（用途地域等）
- ・中標津町景観条例（平成9年1月施行）：景観形成重点区域（開陽台周辺地区）内の景観形成基準／国道272号バイパス沿いの景観形成基準／太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準／携帯電話基地局設置に係る指導指針
- ・その他、中標津町における現状の景観まちづくりの取り組み、ヒアリング、ワークショップの意見など



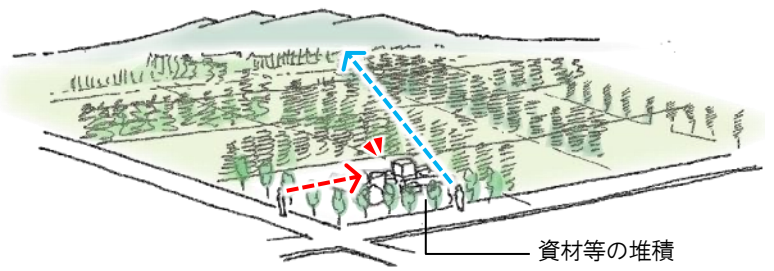
中標津町の景観資源等の位置図 (当該資源に対する眺望に配慮する)



周辺の景観や眺望に配慮した規模・高さ



太陽電池発電設備周囲の緑化修景



緑化などで周囲の環境に配慮した資材等の堆積

(2) 全区域共通の色彩基準

町民共有の貴重な財産を後世に引き継いでいくため、中標津町の風土に調和した良好な景観形成を図るには、建築物や工作物等の色彩が周辺に与える影響を考慮します。

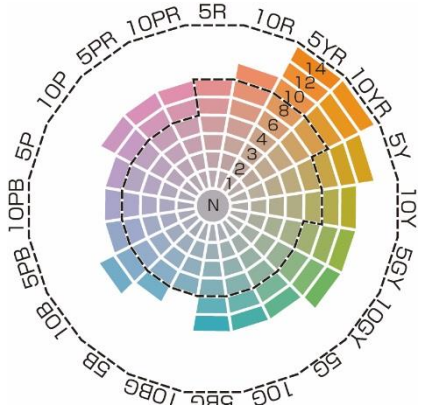
これを踏まえて、建築物・工作物等の基調となる部分は周辺の景観との調和を図り、極端に華やかな色彩とならないよう、以下のような全区域共通の基準を設けます。アクセント色等で使用する場合にあっては当該立面の1/5以下とします。なお、色彩基準は北海道景観計画と同様の基準です。

基調となる部分に使用できる色彩の範囲

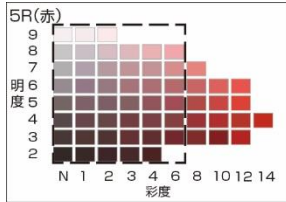
色相	彩度	明度
R (赤) ■ 、YR (黄赤) ■	8以下	0~10
Y (黄)系 ■	6以下	
上記以外その他 ■ ■ ■ ■ ■	4以下	

色彩基準の適用外のもの

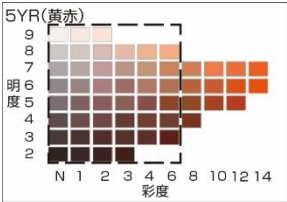
- ・意図的な着色を施していない石材、木材、レンガ、コンクリート、金属材料（ステンレス、アルミ、鉄他）、ガラス材等で仕上げたもの及びこれらに類するものの色彩
- ・その他、航空法に定められた屋間障害標識設定物件の塗装方法など、法令等により定められた色彩



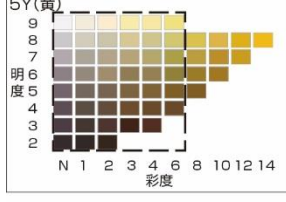
マンセル表色系



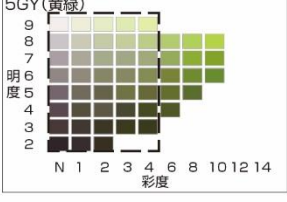
5R(赤)



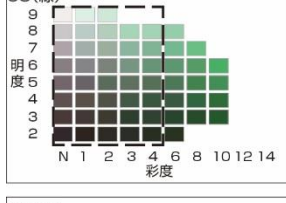
5YR(黄赤)



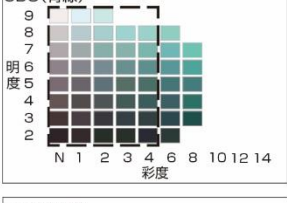
5Y(黄)



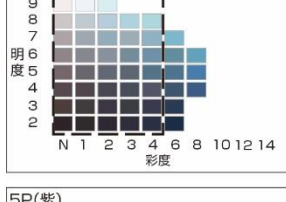
5GY(黄緑)



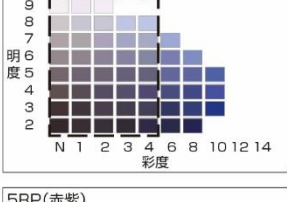
5G(緑)



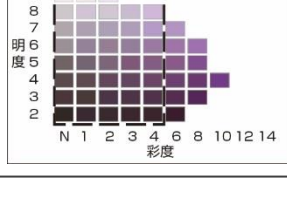
5BG(青緑)



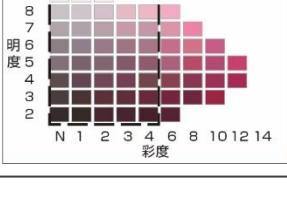
5B(青)



5PB(青紫)



5P(紫)



5PR(赤紫)

本景観計画では、日本工業規格（JIS Z8721）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表します。

ひとつの色を【色相】【明度】【彩度】の3つの属性の組み合わせによって表現します。

【色相】
色相は「色合い」を表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの組み合わせによって表します。

【明度】
明度は「明るさの度合い」を0から10までの数値によって表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が10に近くなります。

【彩度】
彩度は「鮮やかさの度合い」を表します。色相によって異なりますが、0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、無彩色は0になります。鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

※この表色系は印刷物のため、正確な色彩とは異なります。実際の色彩は「色票」によりご確認ください。

基調となる部分に使用できる色彩

※色彩使用の推奨事項

【カラーバリアフリー対応】

建築物や工作物の外観等、基調となる部分に色彩を用いる場合は、カラーバリアフリー（配色による見えにくさを避ける工夫）への配慮を心がけましょう。色彩の組み合わせ（例：赤と緑の組み合わせ等）によって、色の判別がしにくくなるといった方もいるため、誰もが見やすい配色や色彩に整えていきます。

【実物大の素材サンプル使用による検証】

色彩使用や配色検討を行う際は、できるだけ実物大に近い大きさや素材のサンプルを用いて、現地確認することを推奨します。

印刷物による色見本は、小型で色面積も比較的小さい種類が多いため、実際の色と印象が異なる場合があります。実物大の素材サンプルを使用した検証を行うことで、色彩選択時の印象の乖離（かいり）を防ぎ、中標津町の良好な景観との調和を図ることができます。



上空から見た格子状防風林



モアン山から見た格子状防風林



太陽電池発電設備前の緑化修景



白樺並木



牧草ロールとモアン山

(3) 8つの景観形成区域に応じた景観形成基準

1) 「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成

→開陽台周辺区域 ※景観形成重点区域

開陽台は、山岳部から連なり豊かな植生をみせる樹林帯や、格子状防風林による緑の大格子、広大な牧草地、遠く北方領土までを視界 330 度に一望できる全国的に有名な景勝地です。また、星の降る里として、天体観測でも有名であり、頭上に輝く満天の星にファンも大勢います。言わずと知れた町を代表する観光・景観資源です。「地球が丸く見える」開陽台からの眺望景観を守り、将来に引き継いでいきます。

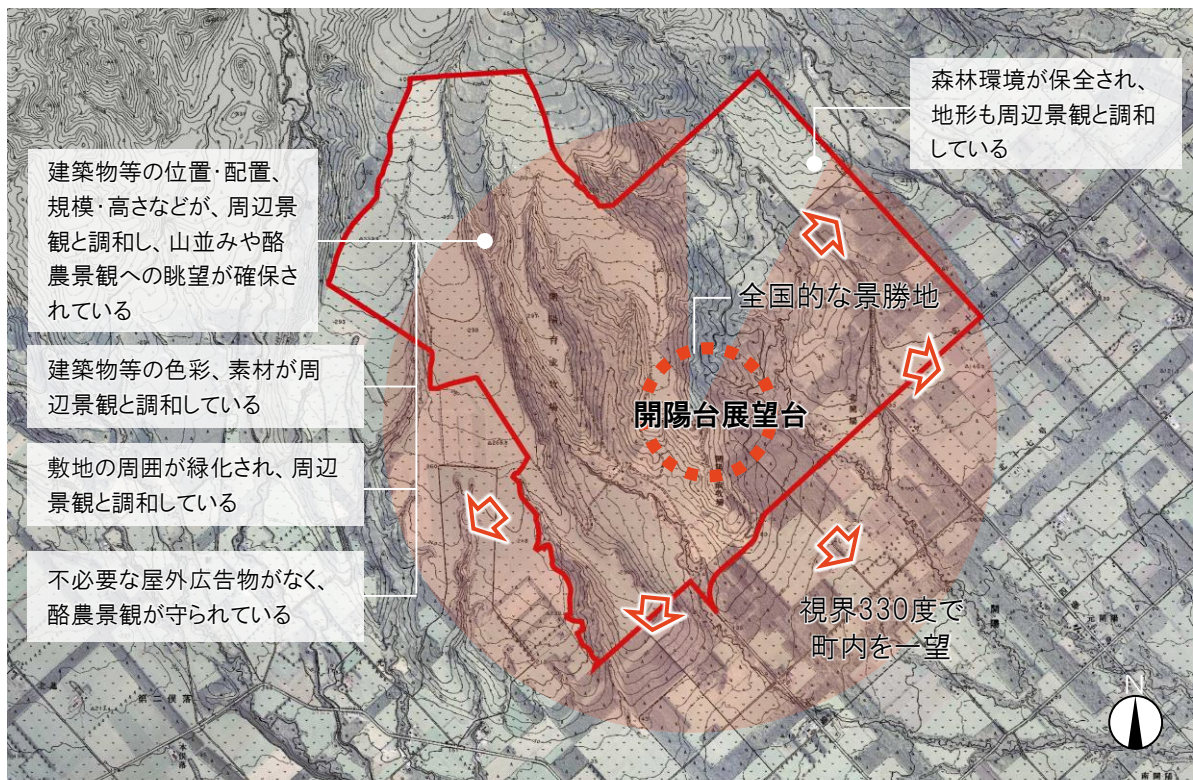
「開陽台周辺区域」では、「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 展望台からの視界 330 度の景観を守ります
- 大規模な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす、先人たちの開拓の歴史である個性的な酪農景観を守ります
- 大規模で個性的な牧場、牧草地帯などにおける施設整備等においては、酪農景観に配慮します
- 全国的な景勝地としての交流や感動を育てます

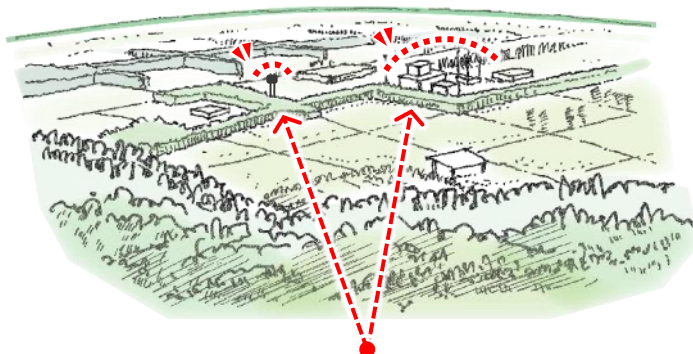
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「開陽台周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から目立たないよう配慮した位置・配置とすること。 ②敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するよう敷地構成に配慮すること。 ③周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ④道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ⑤既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①開陽台及び町道武佐北 19 号道路から、地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
	規模・高さ	①開陽台展望台から見て周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし、原則として 10m 以下とすること。(農林業施設を除く)	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系(錆止め色含む[5R 3/10])を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①建築物等の色彩、素材が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、開陽台及び町道武佐北 19 号道路から、地域の良好な景観資源に対しての眺望や周辺景観を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準
屋外広告物の表示、掲出	①開陽台及び町道武佐北19号道路から目立たないよう、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①現況林地を含む区域で3,000㎡以上の開発行為等を行う場合は、森林の水源かん養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を損なわないよう、森林の残地確保に十分配慮した造成を図ること。(工場、事業場の設置及び住宅団地造成の場合の森林率は、概ね50%以上とする) ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。 ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等による緑化を施すこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



開陽台周辺区域の景観形成



開陽台から見て周辺景観との調和・眺望に配慮した規模・高さ



農村景観と調和した建築物等の色彩・素材

2) 「道東地域の空の玄関口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成

→空港周辺区域（空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内）

中標津空港は、町の北側を占める山岳からなだらかに続く大地の南端の区域に立地しており、道東地域の空の玄関口として多くの人々を迎え入れる交流拠点の役割を果たしています。登録有形文化財である中標津町郷土館緑ヶ丘分館（旧北海道農事試験場根室支場陳列館）のある緑ヶ丘森林公園や、ゆめの森公園をはじめとした緑地は、標津川に下る河岸段丘に分布し、中標津市街地と農村という異なる景観を分ける役割を果たしています。

道東地域の空の玄関口である中標津空港は、昭和18年に海軍が飛行場を建設したことに始まります。現在では、札幌（千歳）、東京（羽田）との定期便をはじめ、チャーター便などにより年間でおおよそ2,800便、19万5千人の乗降客を迎えます。離着陸時には四季折々の顔を見せる防風保安林や牧草地等の酪農景観を間近に見ることができます。展望デッキからは、武佐岳をはじめとした自然の山並みや、天気の良い日には東に国後島を見ることができるなど、中標津町のイメージを印象づける場でもあります。

「空港周辺区域」では、「道東地域の空の玄関口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 空港周辺の豊かな農村環境、広大な眺望を守ります
- 緑に囲まれた空の玄関の良好なイメージを守り、育てます
- 道東地域の思い出となるような印象深い景観をつくり、育てます

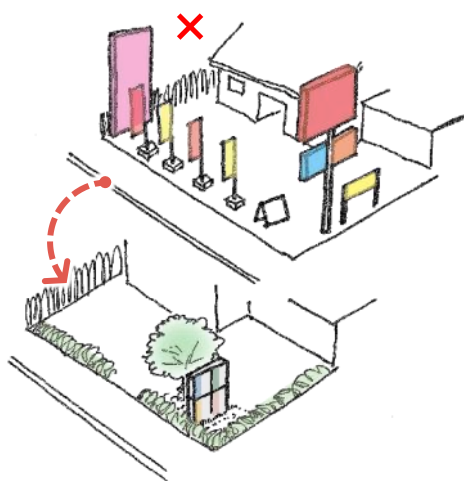
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「空港周辺区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置 高さ	① 周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ② 原則として高さ13m以内とすること。（農林業施設を除く） ③ 道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ④ 既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	① 左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	① 屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ② 屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③ 外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④ 建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	① 左記の景観形成基準に適合しない場合。

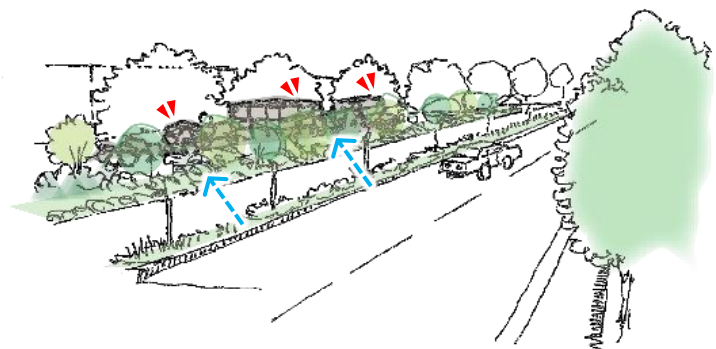
種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準
屋外広告物の表示、掲出	①中標津空港ターミナルや道路、その他公共空間からの眺望や、周辺景観との調和や眺望に配慮した色彩とすること。 ②発光を伴うものは原則設置しないこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が3,000㎡以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。 ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。



空港周辺区域の景観形成



広告物を集約し周辺景観と調和



資材等が沿道に面した敷地周囲の緑化

3) 「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成

→国道 272 号バイパス沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね 100m の区域）
中標津町と他の町をつなぐ広域的な幹線道路の国道 272 号は、良好な農村環境を望みながら市街地へと
続く中標津の町のイメージを印象づけます。

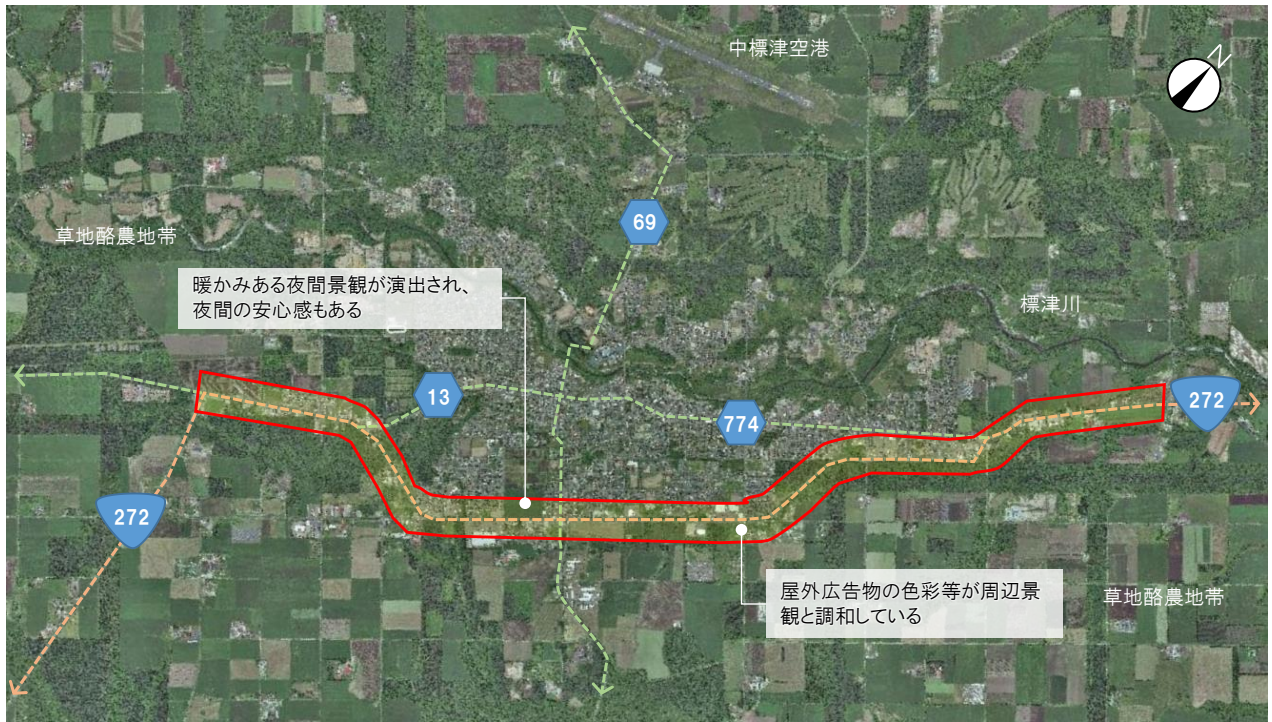
国道 272 号沿いは保全されてきた河川及び河畔林や、防風保安林などの豊かな水と緑に恵まれた美しい
自然環境に接しており、大型店舗などの商業施設が立地している付近からも望むことができます。

「国道 272 号バイパス沿い区域」では、「**まちと農村**」を結び、「**緑の連続性**」を感じさせる沿道の**景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

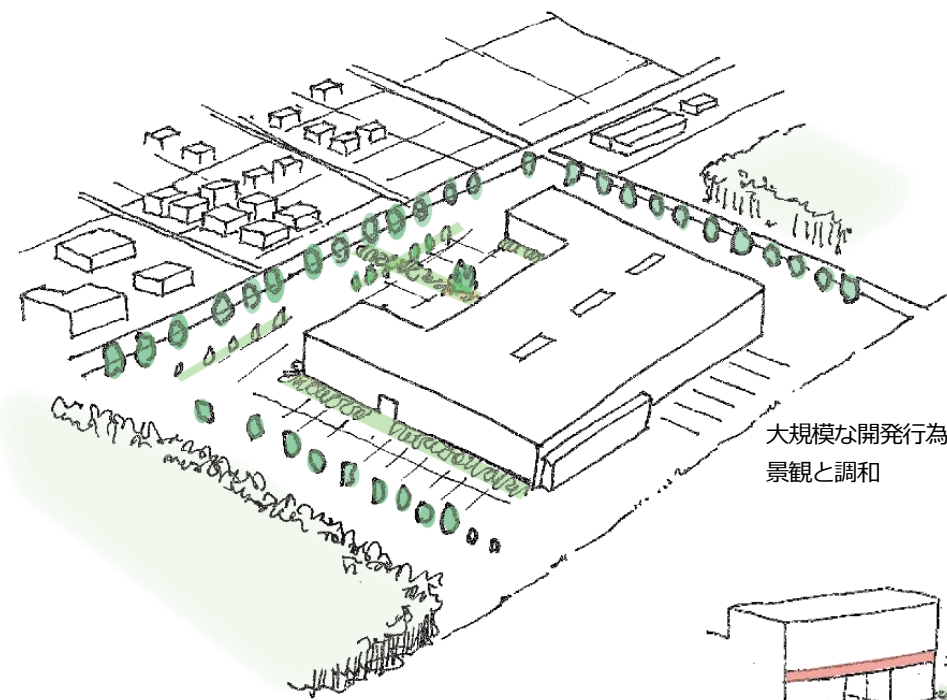
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りを感じられる沿道景観をつくります
- 水と緑を守り、コンパクトな市街地をつくり、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「国道 272 号バイパス沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

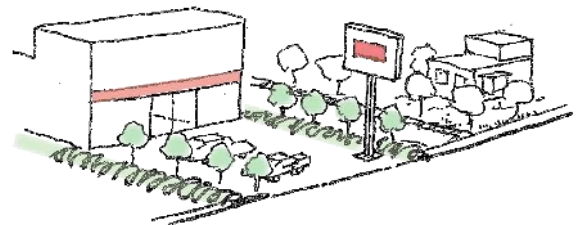
種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	規模・配置	①周辺の街並みとの調和に配慮した高さとし 10m以下とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の 1 階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いたおもむきある夜間の演出のほか、非行、犯罪、事故の防止にも配慮し、地域の安全・安心に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉦物の採掘／土地の形質の変更		①開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を 6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石の採取、鉦物の採掘は極力避けること。 ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。	①開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



国道 272 号バイパス沿いの区域の景観形成



大規模な開発行為時は敷地内を緑化し、周辺の景観と調和



広告物において原色の使用面積を小さくし、周辺景観に配慮

4) まちの拠点として、「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成

→中標津市街地中心区域（都市計画用途地域における商業地域の区域）

中標津市街地中心部は、中標津町の発展を支えてきた伝統のある商店と、総合文化会館（しるべつと）、交通センター、中標津経済センター（なかまっぶ）といった町の主要施設が立地しています。また、中標津の商業の中心部であり、四季にわたって様々なイベントが開催されているなど、まちの顔となっています。

「中標津市街地中心区域」では、**まちの拠点として「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

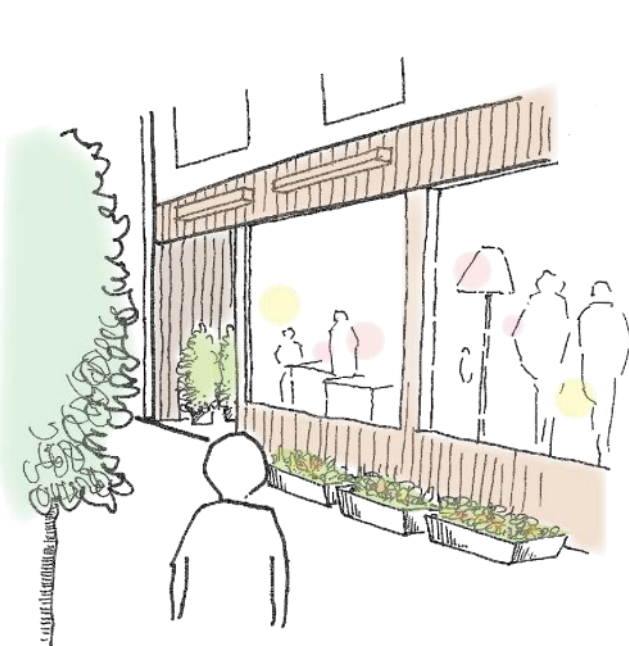
- 来訪者をひきつける、もてなしの空間や場所・環境をつくり、育てます
- 期待感がわき、都市を演出する中心部の景観をつくります
- 丸山公園の緑、標津川の広がり、タワラマップ川のせせらぎなど、まちなかの貴重な自然環境を守ります
- 水辺や小さな空間を活かし、回遊性や人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 伝統のある街並みを守り、新たな魅力を創出します

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地中心区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

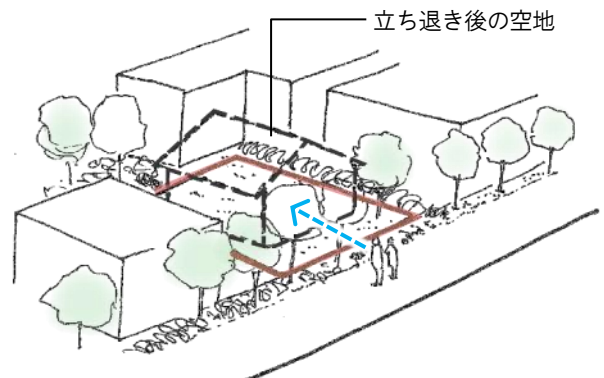
種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ31m以下とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	敷地外構・緑化修景	①立ち退き後に空地とする場合は、周辺景観との調和に配慮すること。	①空地の状況が、周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害する恐れがあるとき。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いたおもむきある夜間の演出のほか、非行、犯罪、交通事故等の防止にも配慮し、地域の安全・安心に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



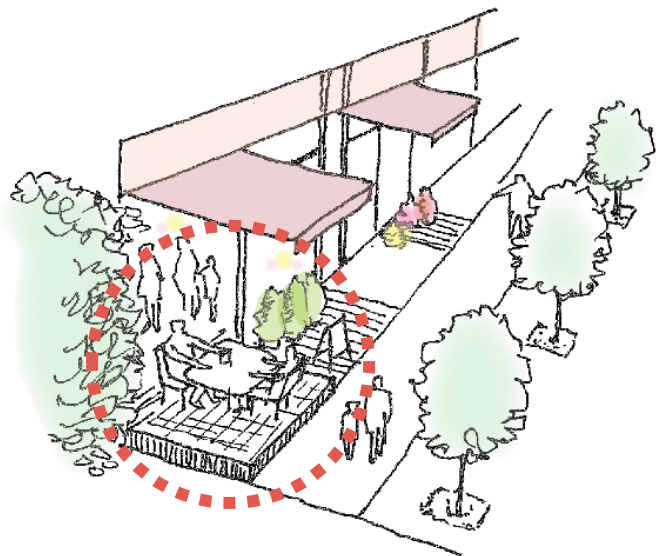
中標津市街地中心区域の景観形成



沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などの、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠



周辺景観と調和するような空地の状況



沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠

5) まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成

→中央通（道道13号・774号）・大通（道道69号）沿いの区域（都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域 ※4）の地域を除く）

中標津町の市街地の東西を結ぶ中央通（道道13号、774号）と、中標津市街地の南北をつらぬき中標津空港までを結ぶ大通（道道69号）は、それぞれ中標津市街地の中心部で交差します。

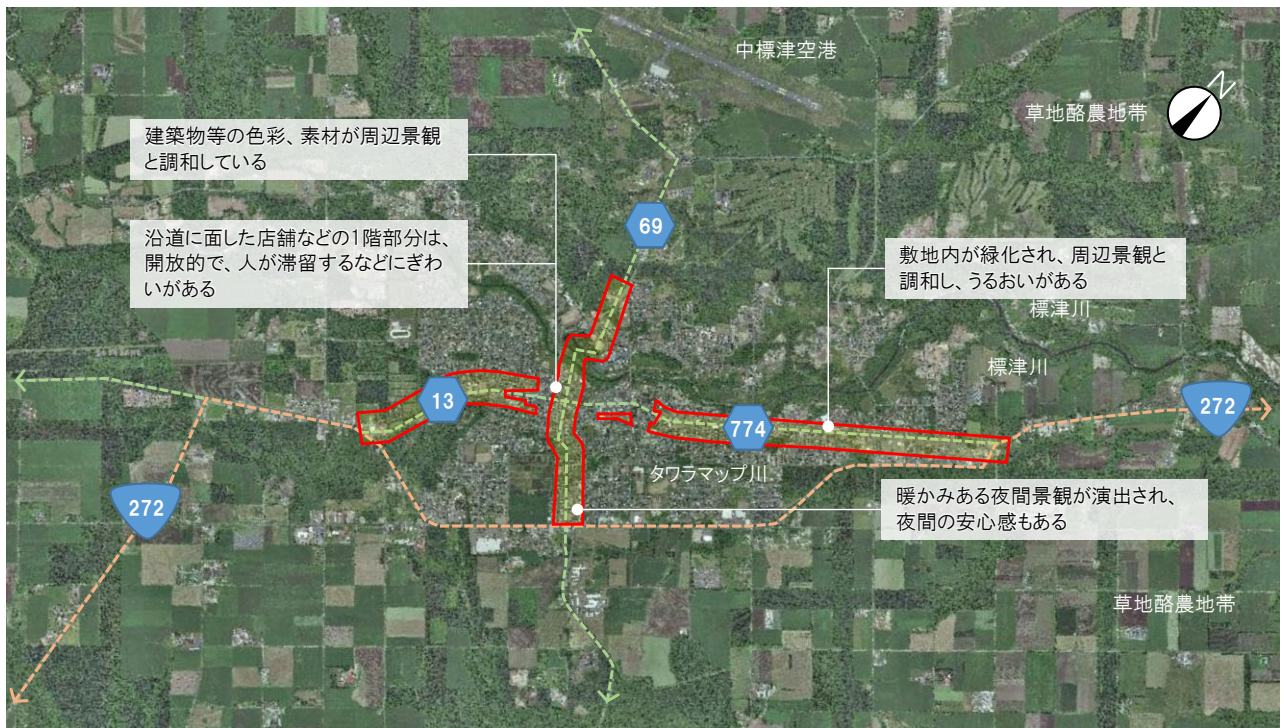
両路線沿いには中標津中央通地区商店街が形成されているなど、中標津商業の礎を築いてきた道路であり、沿道に面する商業施設や建築物等と周辺の良い自然・農村環境と調和のとれた沿道景観が形成されることで、これまで以上に中標津のまちなかのイメージを印象づけます。

「中央通（道道13号、774号）・大通（道道69号）沿い区域」では、**まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

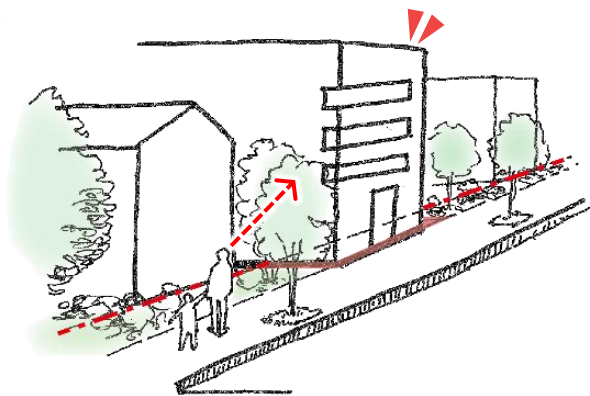
- 周辺環境との調和に配慮します
- 道東地域の拠点におけるにぎわい、誇りを感じられる沿道景観をつくります
- 周辺の自然・農村景観との調和に配慮し、沿道の緑を育て、気づかう心を育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中央通（道道13号、774号）・大通（道道69号）沿い区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

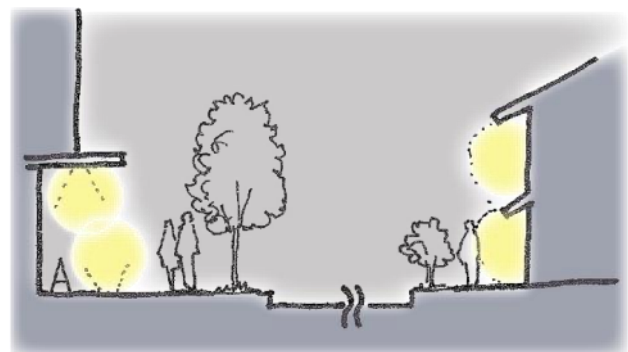
種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①敷地が沿道に面する場合は、隣接する建築物等と壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮すること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ13m以下とすること。（ただし、用途地域を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①沿道に面する店舗や商業施設の1階低層部などは、人々を引き込む滞留空間の設置や、通りににぎわいが表出するような開放的な形態・意匠の工夫に努めること。 ②周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いたおもむきある夜間の演出のほか、非行、犯罪、交通事故等の防止にも配慮し、地域の安全・安心に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



中央通（道道13号・774号）・大通（道道69号）沿いの区域の景観形成



建築物間等の壁面位置をそろえるなど、街並みの連続性に配慮



地域の安全にも配慮され、おもむきある夜間景観



周囲に違和感を与えない建築物等の色彩

6) 自然環境と農村環境が「調和し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成

→中標津市街地区域（都市計画用途地域における商業地域を除く区域 ※3）～5）の地域を除く）

中標津市街地は、タワラマップ川、ますみ川といった身近な河川や河川段丘、防風保安林といった豊富な緑の環境に囲まれており、コンパクトで利便性の高い、良好な住宅地が形成されています。

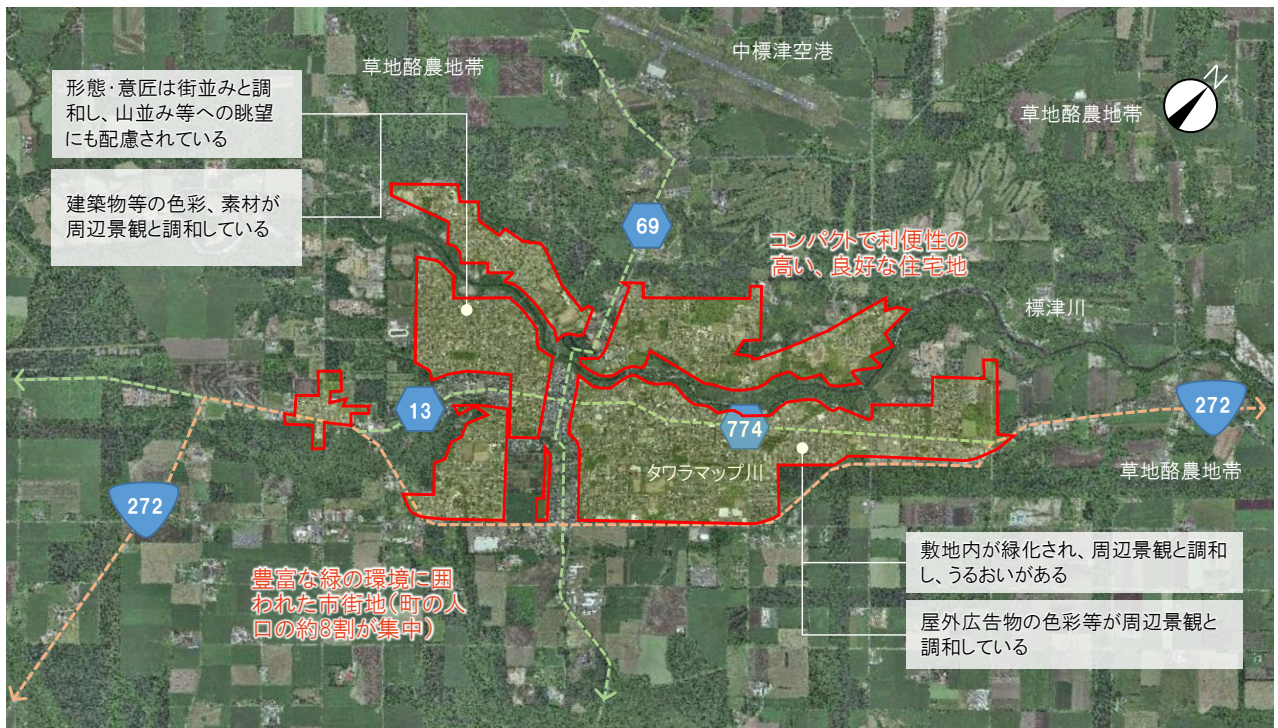
中標津の農業の発展に大きく関わった旧北海道農事試験場根室支場庁舎（登録有形文化財）など、歴史的な建造物も現存しています。

「中標津市街地区域」では、**自然環境と農村環境が「調和し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 自然と調和したコンパクトな市街地をつくり、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります
- 水辺や小さな空間を活かし、回遊性や人々の交流が促されるような豊かな緑を育てます
- 歴史を感じられる街並みを守り、育てます

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「中標津市街地区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

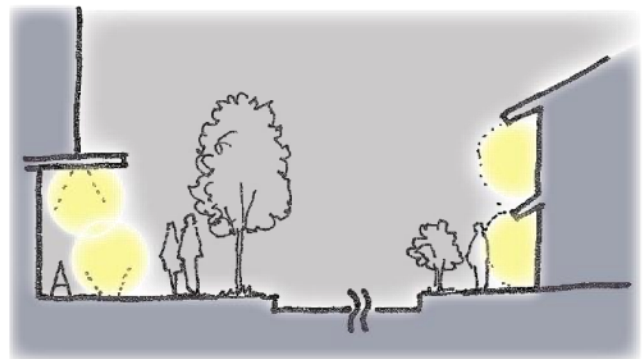
種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ③既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	夜間照明	①暖かみのある光源などを用いたおもむきある夜間の演出のほか、非行、犯罪、交通事故等の防止にも配慮し、地域の安全・安心に努めること。	①照明による夜間景観が、地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
屋外広告物の表示、掲出		①企業等が持つイメージカラーなどで原色や華美な色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮するほか、交通の安全に努めること。	①原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。 ②発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



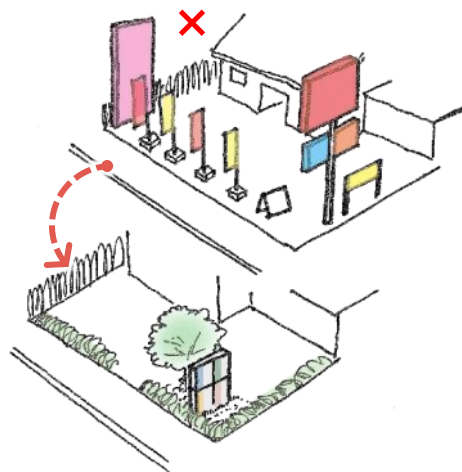
中標津市街地区域の景観形成



(再掲) 周囲に違和感を与えない建築物等の色彩



(再掲) 地域の安全にも配慮され、おもむきある夜間景観



(再掲) 広告物を集約し周辺景観と調和

7) 各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成

→計根別市街地及びその他集落区域（計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等）

中標津町第2の市街地である計根別市街地と当幌地区は、道道中標津標茶線を挟む街道型の街並みを形成し、武佐、開陽、養老牛の地区は号線道路に沿って集落を形成してきました。また、計根別市街地以外は、格子状防風林や防雪林、河畔林や山岳林などによって集落が守られてきました。

計根別市街地は、早い時期から企業進出等により栄え、沿道型の街並みを形成してきました。終戦後は企業の撤退等により小規模になりましたが、役場支所等の公共施設や計根別農業協同組合が立地し、本町西部の中心を担っています。農業高校や畜産食品加工研修センターといった酪農と関わりの深い施設も立地し、緑豊かな市街地を形成しています。市街地の北側のケネカ川流域の河岸段丘を下ると、広葉樹を中心として自然林を模し、町民が維持する正美公園が立地しています。

武佐地区は開拓期の畑作の様相を現在も残し、北海道の駅通制度の歴史を伝える北村邸主屋（登録有形文化財）やハリストス正教会といった歴史を感じさせる建築物も現存しています。開陽地区の中央には、住民の憩いの場としてポケットパークが整備され、築50年を過ぎた開陽小学校は、平成27年の閉校の後に、民間に利用されています。当幌地区は旧国鉄の防雪林や格子状防風林に挟まれた街並みを形成しています。養老牛地区では平成28年に開湯100周年を迎えた養老牛温泉もあります。このように、いずれの地域も良好な自然環境や農村環境に囲まれています。

「計根別市街地及びその他集落区域」では、**各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 自然・農村環境と調和したコンパクトな市街地・集落を維持します
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります
- 各地域の歴史・文化など郷土の資源を守り、育てます
- 地域の風土と調和し、潤いや安らぎを感じさせる住み心地のよい住環境をつくります

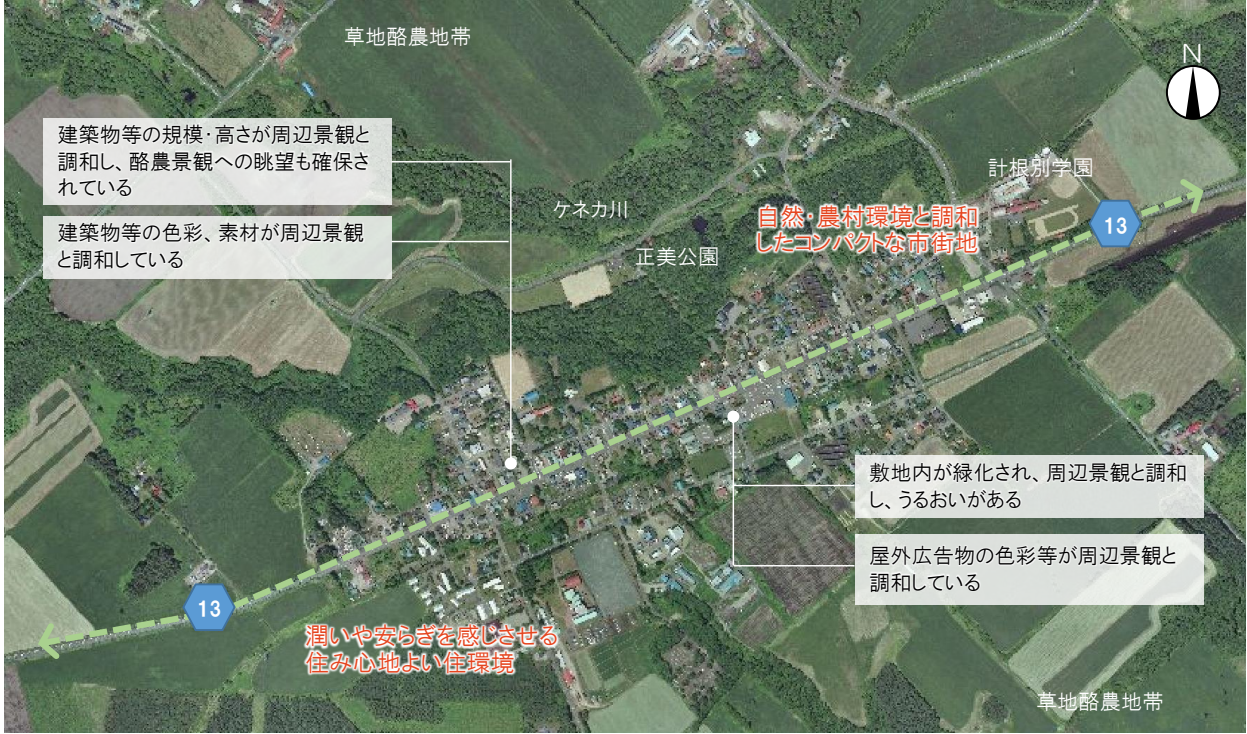
全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「計根別市街地及びその他集落区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した高さ13m以下とすること。（ただし農林業施設を除く）	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	位置・配置	①周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ②道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ③既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とし、屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農業用施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ②建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更

- ①開発区域が3,000㎡以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。
- ②土石の採取、鉱物の採掘は極力避けること。
- ③土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、植樹や作付け等を施すこと。

①左記の景観形成基準に適合しない場合。



計根別市街地地域の景観形成

建築物等の規模・高さが周辺景観と調和し、酪農景観への眺望も確保されている

建築物等の色彩、素材が周辺景観と調和している

敷地内が緑化され、周辺景観と調和し、うるおいがある

屋外広告物の色彩等が周辺景観と調和している



開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等の景観形成

8) まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成

→自然・農村景観区域（1）～7）以外の全域 ※都市計画区域白地地域を含む）

中標津町北側の雄大な自然と、地域を支える基幹産業である大規模な牧草地、開拓期からの歴史を残す格子状防風林、縦横に流れる河川等は、本町の生業としての歴史、文化をもった中標津町最大の特徴的な景観です。

「自然・農村景観区域」では、**まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成**を図ります。そのため、以下の点を考慮します。

- 良好な自然環境、農村環境の眺望に配慮します
- 多様で豊かな水と緑の資源を守り、育てます
- 大規模で個性的な牧草地と格子状防風林、河畔林、河川等が織りなす先人たちの開拓の歴史を感じる酪農景観を守ります

全区域共通の景観形成基準の他、上記の点を踏まえた「自然・農村環境区域」における景観形成基準は、以下のとおりです。

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとし原則として13m以下とする。（農林業施設を除く） ②敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するよう敷地構成に配慮すること。 ③周辺景観に対して良好な眺望を有する道路の沿道、及びその延長上の配置は極力避けるよう努めること。 ④道路から眺望が開ける方向での配置は、眺望を遮らないよう配慮すること。 ⑤既存の建築物及び工作物の近くに建設する場合には、例えば眺望の向きに準じて縦に配列するなど、目立たない工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。
	形態・意匠	①屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 ②屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。 ③外壁の色は、主要色として例) 木、石、土などの自然素材色または、白系統色の使用に努めること。 ※ただし周辺の自然・農村景観になじむ農林業施設等については、レッド系（錆止め色含む[5R 3/10]）を用いることを可とする。 ※[]内はマンセル値の例。 ④建築物等の外壁の一部などには、可能な限り自然素材を用いる等、工夫に努めること。	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

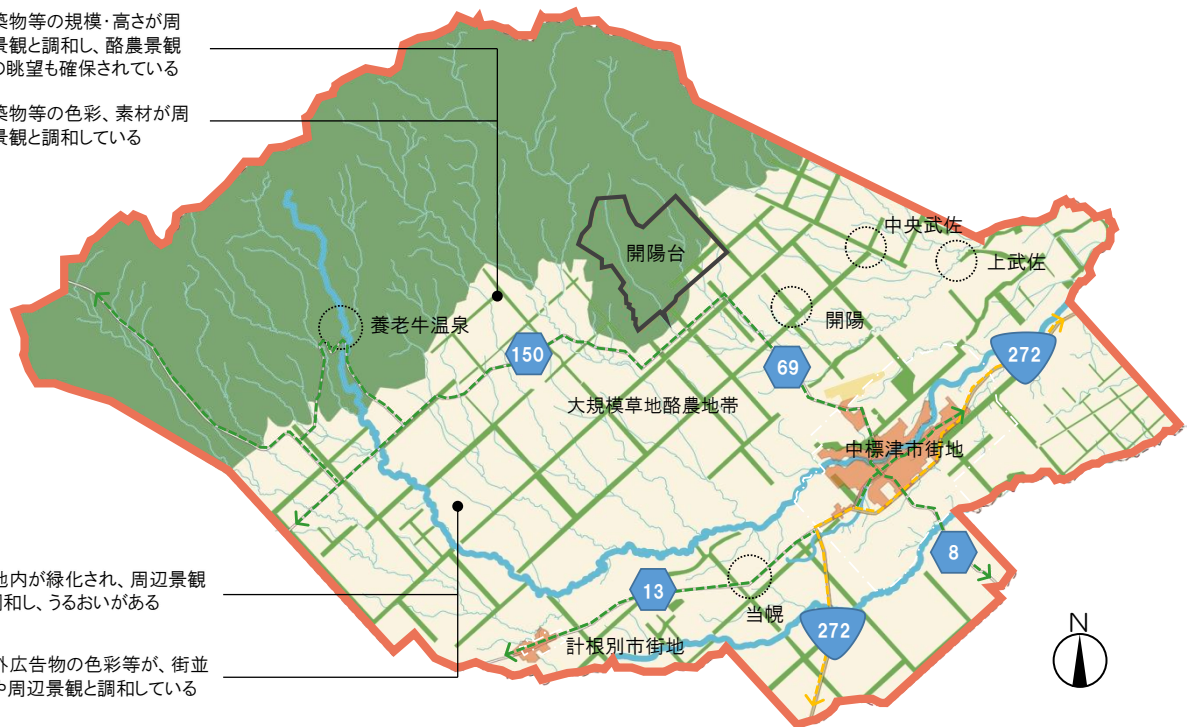
屋外広告物の表示、掲出	①発光を伴うものは原則設置しないこと。	①発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為等／土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更	①開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為を行う場合は敷地内緑化率を6%以上とし、芝生、植栽、花壇等による緑化を図ること。 ②土石等の採取を行う場合は最低限にとどめ、採取後は採掘区域に隣接する土地と、地形の連続性を損なわないように埋め戻し等を行い、緑化に努めること。(植樹や作付け等)	①左記の景観形成基準に適合しない場合。

建築物等の規模・高さが周辺景観と調和し、酪農景観への眺望も確保されている

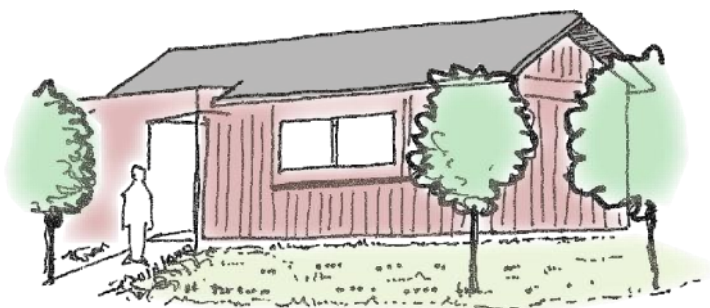
建築物等の色彩、素材が周辺景観と調和している

敷地内が緑化され、周辺景観と調和し、うるおいがある

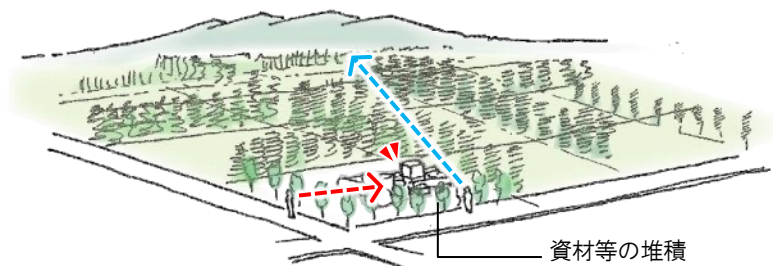
屋外広告物の色彩等が、街並みや周辺景観と調和している



自然・農村景観区域の景観形成



敷地周囲が緑化され、外壁等の色彩も周辺と調和した建築物等



(再掲) 緑化などで周囲の環境に配慮した資材等の堆積

V-2 届出対象行為（景観法第16条第1項）

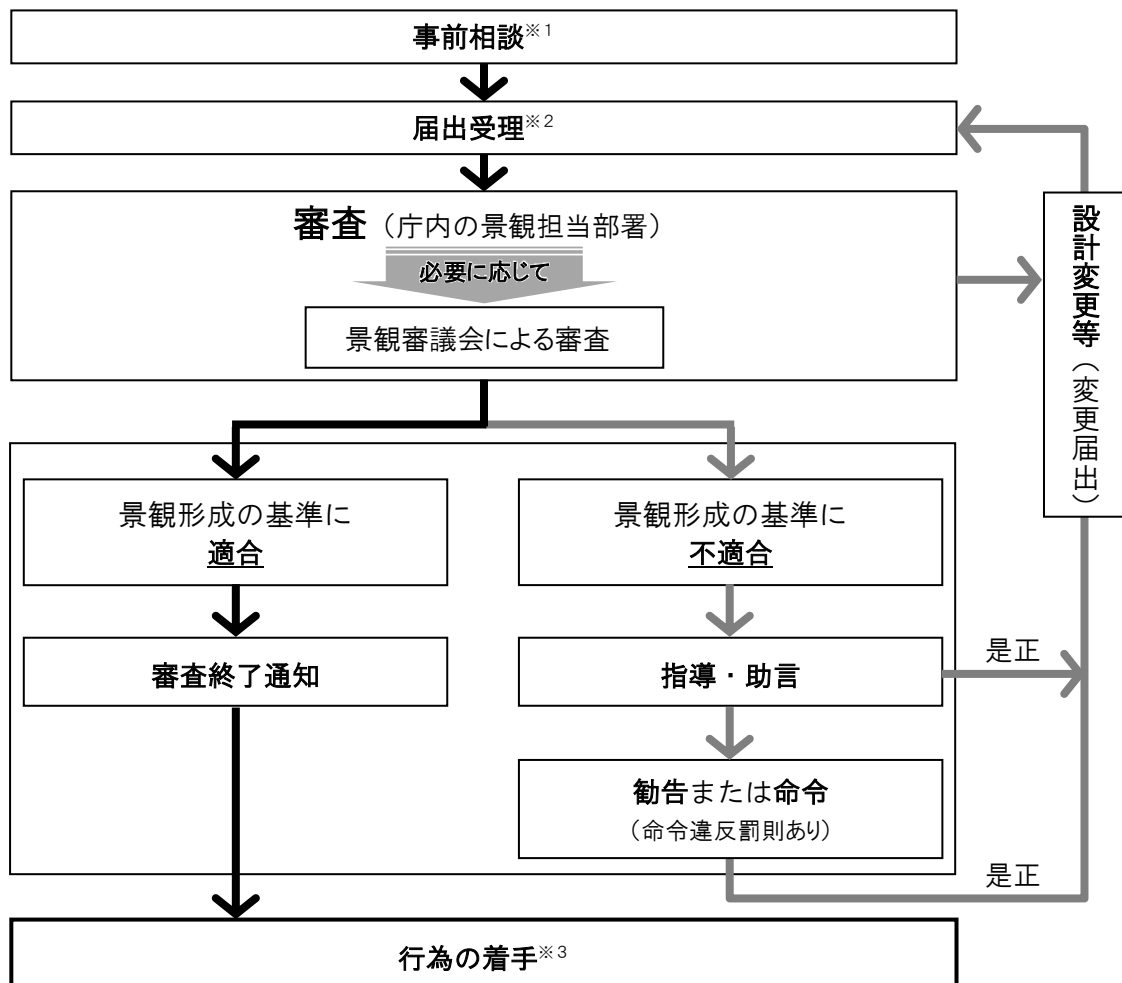
種類・行為		開陽台周辺区域以外の区域		開陽台周辺区域 (景観形成重点区域)	
建築物	新築または移転	H : >10m または A : >2,000 m ²		全て (農林業を営むための行為は除く)	
	増築または改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を 超え、増改築する床面積の合計が10 m ² 以下 の場合は対象外			
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の 変更	新築または移転の届出が必要な規模の建 築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観 修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの			
工作物	新築または移転	さく、塀、擁壁等	H : >5m		全 て
		鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、 木柱等	H : >10m ※建築物と一体となって設置される場合は、 地盤面から工作物の上端までの高さが10 mを超えるもの		
		風力発電設備			
		煙突その他これに類するもの			
	物見塔 その他これに類するもの	H : >10m ※建築物と一体となって設置される場合は、 地盤面から工作物の上端までの高さが10 mを超えるもの			
	彫刻、記念碑等				
	観覧車、コースター等				
	自動車車庫等の用に供する立体 施設				
	アスファルトプラント等製造施設	H : >10m または A : >2,000 m ²			
	石油、ガス、穀物、飼料等処理 施設				
	汚物処理施設、ごみ焼却施設等 太陽電池発電設備	H : >5m または A : >2,000 m ²			
増築または改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築 を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模がすでに対象規模を 超え、増改築する築造面積の合計が10 m ² 以下 の場合は対象外		全 て		
修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、い ずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様 替え、色彩の変更を行うもの		全 て		
開発行為等／土地の形質の変更	都市計画区域内	S : >3,000 m ² または 法面・擁壁 H>5m		S : >3,000 m ² (農林業を営むための行為は除く)	
	都市計画区域外	S : >10,000 m ² または 法面・擁壁 H>5m			
土石の採取、鉱物の採掘	規定なし		全 て		
屋外広告物の表示、掲出	規定なし		全 て		
立木の伐採	規定なし		S : >10,000 m ² (間伐、枝打ち、整枝等木材の保 育のために通常行われる立木の伐 採、枯損した立木または危険な立 木の伐採は除く)		
屋外における土石、再生資源、建設資材、そ の他物件の堆積(工所用現場資材等の一時 的なものを除く)	都市計画区域内	S : > 3,000 m ²		全 て	
	都市計画区域外	S : >10,000 m ²			
その他町長が指定するもの	—		—		

※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載

※H : 高さ A : 延べ面積 (工作物は築造面積) S : 開発区域面積

(3) 届出に係る基本フロー図

届出対象となる行為を行う際は、景観法に基づき着手の30日前までに届出を必要とします。また、計画段階から計画内容等について事前相談を行い、景観審議会等で良好な景観形成に資する内容が審議し、支障がないと判断された場合のみ行為の着手が可能となります。届出に係る基本的な流れは、以下のようになります。



※1事前相談について

- ・届出に際して、周辺の環境を著しく阻害するような場合には、法に基づく町長の勧告や変更命令により、必要な変更等を要求することがある。
- ・そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域を所管する届出窓口での事前相談を行う。

※2届出の受理について

- ・届出書類に不備がある場合は、届出を受理することができない。

※3行為の着手制限等について

- ・行為の届出をした者は、中標津町がその届出を受理した日から30日経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手できない。(実地調査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90日まで延長することがある。) よって、**着工予定日の30日前までに届出を必要とする。**
- ・中標津町長が行為の届出をした者に審査の終了通知を行ったときは、届出の受理から30日経過する前であっても行為に着手することができる。

・行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為に着手した者は、景観法の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがある。

・建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請、屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可申請等は、この届出とは別に申請が必要である。